

鹿嶋市告示第93号

令和3年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和3年 4月30日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

令和3年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において進行する人口減少により想定される空家の増加に対応するため、既存建築物を積極的に活用し、かつ、放置された空家による生活環境への悪影響を抑制することにより、もって持続可能なまちづくりの促進を図ることを目的とし、本市の市街化区域内で中古建築物を取得した者又は特定空家等若しくは不良住宅を解体する者に対し、予算の範囲内で鹿嶋市既存ストック利活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（建築物に附属する工作物及びその敷地を除く。）をいう。
- (2) 中古建築物 建物登記原因日から1年を経過した建築物をいう。
- (3) 特定空家等 空家対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する空家等をいう。
- (4) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (5) 解体補助対象建築物 特定空家等及び不良住宅をいう。
- (6) 取得 中古建築物を購入することをいう。ただし、売却を目的に取得したものを除く。
- (7) 解体工事 解体補助対象建築物を解体する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、次項各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市街化区域内の中古建築物をこの告示の公布の日以後に取得し、10年以上継続して使用する者
- (2) 鹿嶋市空家バンク制度実施要項（平成30年告示第40号）第3条第1項の規定による申込の日から2年経過した建築物の所有者又はその相続人であって、その建築物の解体工事を行うもの
- (3) 解体補助対象建築物の所有者又はその相続人であって、その解体工事を行うもの

2 前項の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市税の未納がないこと。
- (2) 取得した中古建築物について、補助金の交付の対象となる者の名義（共有名義を含む。ただし、その者及びその世帯員の持分が合計で2分の1以上であるものに限る。）で所有権の保存又は移転の登記を完了していること。
- (3) 補助金の交付の対象となる中古建築物の用途が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合していること。
- (4) 中古建築物において、鹿嶋市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金、鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金、鹿嶋市木造住宅耐震改修補助金、鹿嶋市若年世帯定住促進助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助金の交付の回数は、同一年度内において、1人につき1回限りとする。
- (6) 解体補助対象建築物の所有権が共有されている場合又は相続登記が済んでおらず相続権を有する者が複数人存在する場合は、全ての共有名義人又は相続人の同意を得ていること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次のとおりとし、上限額を30万円とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる者にあつては、その取得費用の2分の1に相当する額とする。
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、その空家の解体費用の2分の1に相当する額とする。

（事前判定申請）

第5条 不良住宅の解体に係る補助金の交付を受けようとする者は、不良住宅判定申請書（様式第1号その1）に、次に掲げる書類を添えて、第7条の規定による申請の前に市長に提出しなければならない。

- (1) 外観及び内部写真（不良箇所の分かる多方面からの写真）
- (2) 住宅の位置図
- (3) 共有者の同意書（様式第1号その2）又は相続権を有する者が複数人存在する場合の同意書（様式第1号その3）

(4) その他市長の必要と定める書類

(不良住宅の判定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査等必要な調査を行い、当該申請に係る住宅が不良住宅に該当するか否かについて、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の規定に基づき判定するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年11月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本）

(2) 補助金の交付を受けようとする建築物（以下「対象建築物」という。）に係る登記簿の全部事項証明書の写し（当該登記簿がない場合にあっては、対象建築物の評価証明書等又は対象建築物に係る土地登記簿の全部事項証明書の写し）

(3) 申請者が第3条第1項第1号に掲げる者である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 売買契約書の写し

イ 取得費用の領収書の写し

(4) 申請者が第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 解体工事前の建築物の写真

イ 見積書又は工事請負契約書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた補助金の額を超えない範囲で申請の内容を変更しようとするときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業計画変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第10条 交付決定者は、対象建築物の解体工事を中止し、又は廃止するときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業中止（廃止）届出書（様式第7号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたとき、又は交付決定者が令和3年12月25日までに次条の規定による完了報告を行わないときは、当該決定を取り消し、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付取消決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 解体工事に係る補助金の交付決定者は、鹿嶋市既存ストック利活用補助金完了報告書（様式第9号。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年12月25日までに市長に提出しなければならない。

（1）解体工事に要した費用に係る領収書等の写し

（2）解体工事完了後の状況が分かる写真

（3）解体工事の内訳が確認できる書類の写し

（補助金の額の確定通知）

第12条 市長は、完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿嶋市既存ストック利活用補助金確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前項の規定による通知の日から起算して30日を経過する日まで鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（報告義務）

第14条 中古建築物の取得に係る補助金の交付決定者は、第3条第1項第1号の要件を満たさなくなった場合は、補助対象要件を満たさなくなった報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）申請者の住民票（交付決定者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本）

（2）対象建築物に係る登記簿の全部事項証明書の写し

（3）対象建築物の現況写真

（補助金の取消し及び返還）

第15条 市長は、交付決定者が前条の規定に該当することとなった場合又は虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

又は割合に相当する額の補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付の決定1年未満に転居した場合 全額
 - (2) 交付の決定1年以上2年未満に転居した場合 10分の9
 - (3) 交付の決定2年以上3年未満に転居した場合 10分の8
 - (4) 交付の決定3年以上4年未満に転居した場合 10分の7
 - (5) 交付の決定4年以上5年未満に転居した場合 10分の6
 - (6) 交付の決定5年以上6年未満に転居した場合 10分の5
 - (7) 交付の決定6年以上7年未満に転居した場合 10分の4
 - (8) 交付の決定7年以上8年未満に転居した場合 10分の3
 - (9) 交付の決定8年以上9年未満に転居した場合 10分の2
 - (10) 交付の決定9年以上10年未満に転居した場合 10分の1
 - (11) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合 全額
- (補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。